

「第2次循環型社会形成推進基本計画(案)」変更分一覧

資料 3-2

ページ	部、節	修文前	修文後
1	はじめに	「今日、経済活動のグローバル化に伴い、国際的な相互依存が極めて高くなっており、それは、日常生活の様々な分野にまで及んでいます。」	「今日、 <u>環境の保全は、人類の生存基盤にかかわる極めて重要な課題</u> となっています。そして、経済活動のグローバル化に伴い、…
1	はじめに	「3Rの推進と適正処理の確保、生活環境の保全など、循環型社会の形成推進に当たっては、…」	「 <u>環境の保全を前提とし、3Rの推進と適正処理の実施</u> など、循環型社会の形成推進に当たっては、…」
1	第1章第1節1	「従来の大量生産・大量消費型の経済社会活動は大量廃棄型の社会を形成し、健全な物質循環の阻害に結び付く側面を有しています。」	「従来の大量生産・大量消費型の経済社会活動は大量廃棄型の社会を形成し、 <u>環境保全と健全な物質循環の阻害</u> に結び付く側面を有しています。」
2	第1章第1節1	「産業廃棄物で残余年数が全国で約7.2年、首都圏で約3.4年となるなど…」	「産業廃棄物で残余年数が全国で約 <u>7.7</u> 年、首都圏で約3.4年となるなど」
4	第1章第1節3	「温室効果ガスの排出量については、平成16年度における…」	「温室効果ガスの排出量については、平成17年度における…」
5	第1章第2節1	「平成16年度末における全国の産業廃棄物の最終処分場の残余年数が7.2年、特に首都圏については3.4年であるなど、…」	「平成 <u>17</u> 年度末における全国の産業廃棄物の最終処分場の残余年数が <u>7.7</u> 年、特に首都圏については3.4年であるなど、…」
7	第1章第2節2(3)	「…課題です。 このような取組…」	「…課題です。 <u>また、特にリユースについては、実態のきめ細やかな把握を踏まえつつ、取組に対する支援を強化することが課題</u> です。 このような取組…」
8	第1章第2節2(6)	「また、循環型社会の担い手である人材を…」	「また、循環型社会推進の担い手である人材を…」
※25	第3章第2節1(3)	【参考：環境省平成19年ISO14001認証取得20,000件、エコアクション21認証取得2,000件】	【参考：ISO14001認証取得20,000件、エコアクション21認証取得2,000件(平成19年度実績)】
31	第5章第1節	「自然環境の保全や環境保全上適切な農林水産業の増進」	「自然環境の保全や、 <u>環境保全上健全な水循環の確保</u> を図るとともに、環境保全上適切な農林水産業の増進」

35	第5章第2節4	「物の供給に代えて環境負荷の低減に資するサービサイジング等の活用による取組を推進します。」	「物の供給に代えて環境負荷の低減に資するサービサイジング等の活用やリユースの取組に対する支援を行います。」
※35	第5章第2節4	「また、信頼性を損なわず、…」	「また、信頼性確保を図りつつ、…」
35	第5章第2節4	「廃棄物の適正処理を推進します」	「廃棄物等の適正処理を推進します」
40	第5章第3節1	「このため、国際的な循環型社会の構築に当たっては、循環資源の環境負荷を考慮し、各国内で環境汚染を防止するための法令の整備や法執行能力などの適正処理能力を向上させていくことを最優先するとともに、これとあわせて、廃棄物の不法な輸出入を防止する取組を充実させることが必要です。また、その上で、循環資源の持つそれぞれの性質に応じて、環境負荷の低減や資源の有効利用に資する場合には、循環資源の国際的な移動の円滑化を図ることも重要です。」	「このため、国際的な循環型社会の構築に当たっては、循環資源の環境負荷を考慮して、 <u>発生国内で適正に処理することを原則とし、各国内で環境汚染を防止するための法令の整備や法執行能力などの適正処理能力を向上させていくことを最優先します。また、これとあわせて、廃棄物の不法な輸出入を防止する取組を充実させることが必要です。その上で、循環資源の持つそれぞれの性質に応じて、環境負荷の低減や資源の有効利用に資する場合には、各国内での循環利用を補完するものとして、循環資源の国際的な移動の円滑化を図ることも重要です。</u> 」
※41	第5章第3節2	「以上の国際的な資源循環の動向や課題を踏まえ、3Rイニシアティブの…」	「以上の国際的な資源循環の動向や課題を踏まえ、 <u>我が国の提案により進められている3Rイニシアティブの…</u> 」
41	第5章第3節2(1)	「そのため、各国の実情・ニーズを把握し、」	「そのため、 <u>各国の関連する制度の整備状況、廃棄物管理の実態や技術等に対するニーズを把握し、</u> 」
41	第5章第3節2(2)	「…水際対策の実施を推進します。また、アジアをはじめ…」	「… <u>水際対策の実施を推進します。また、家庭から排出された有害物質を含んだ家電のうち、実際には中古利用に適さないものが中古利用の名目で輸出されないよう、バーゼル法における中古利用に係る輸出時の判断基準の明確化等を検討します。さらに、アジアをはじめ…</u> 」

※44	おわりに	<p>「(現代社会と循環型社会) 【本文略】」</p>	<p>「(現代社会と循環型社会) 循環型社会元年といわれ、循環型社会形成推進基本法が策定された2000年から7年が経ち、今日に至るまで、様々な進展が見られました。産業廃棄物の最終処分量の大幅な低減、負の遺産の処理や個々の先進的な事例など高く評価できる取組もあり、循環型社会への歩みを着実に進めつつあります。 一方、今日、地球規模での人口増加や経済規模の拡大の中で、地球温暖化の危機、資源の浪費による危機、生態系の危機といった課題が生じており、その解決のためには持続可能な社会の構築に向けて社会経済活動や生活の様式を根本から見直すことが急務となっています。循環型社会の形成推進に当たっては、常に持続可能な社会の構築に向けた視点を持ち、低炭素社会に向けた取組や自然共生社会に向けた取組と統合した取組を進めることが重要です。」</p>
-----	------	-----------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(注) ※の斜体文字については、パブリック・コメントにかける前に修正したものです。